

令和2年度  
第3回 摂津市国民健康保険運営協議会

---

令和3年 2月 2日  
摂津市保健福祉部国保年金課

# 会議次第内容

- I 大阪府国民健康保険運営方針について
- II 令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果について
  - 1. 標準保険料率（大阪府統一保険料率）
  - 2. 保険料算定結果（一人あたり）
  - 3. 保険料の主な変動要因等
- III 令和3年度摂津市国民健康保険料について
  - 1. 令和3年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
  - 2. 令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて
  - 3. 令和3年度保険料の賦課限度額の見直しについて
- IV 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
  - 1. 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
  - 2. 令和3年度摂津市国民健康保険料率（案）
  - 3. 保健事業の取組みについて

# I 大阪府国民健康保険運営方針について

---

## Ⅱ 令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果 について

---

1. 標準保険料率（大阪府統一保険料率）（別紙 資料1参照）
2. 保険料算定結果（一人あたり）（別紙 資料2参照）
3. 保険料の主な変動要因等（別紙 資料3参照）

## Ⅲ 令和3年度摂津市国民健康保険料について

---

1. 令和3年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
2. 令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて
3. 令和3年度保険料の賦課限度額の見直しについて

# 1. 令和3年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について

## 【市の激変緩和措置とは？】

- 府内統一保険料を目指す中で、保険料が急激に増加することのないよう、財源を投入して段階的に保険料の改定を実施するもの。
- 大阪府国民健康保険運営方針に基づき、本市は6年間かけて段階的に府内統一保険料を目指しています。



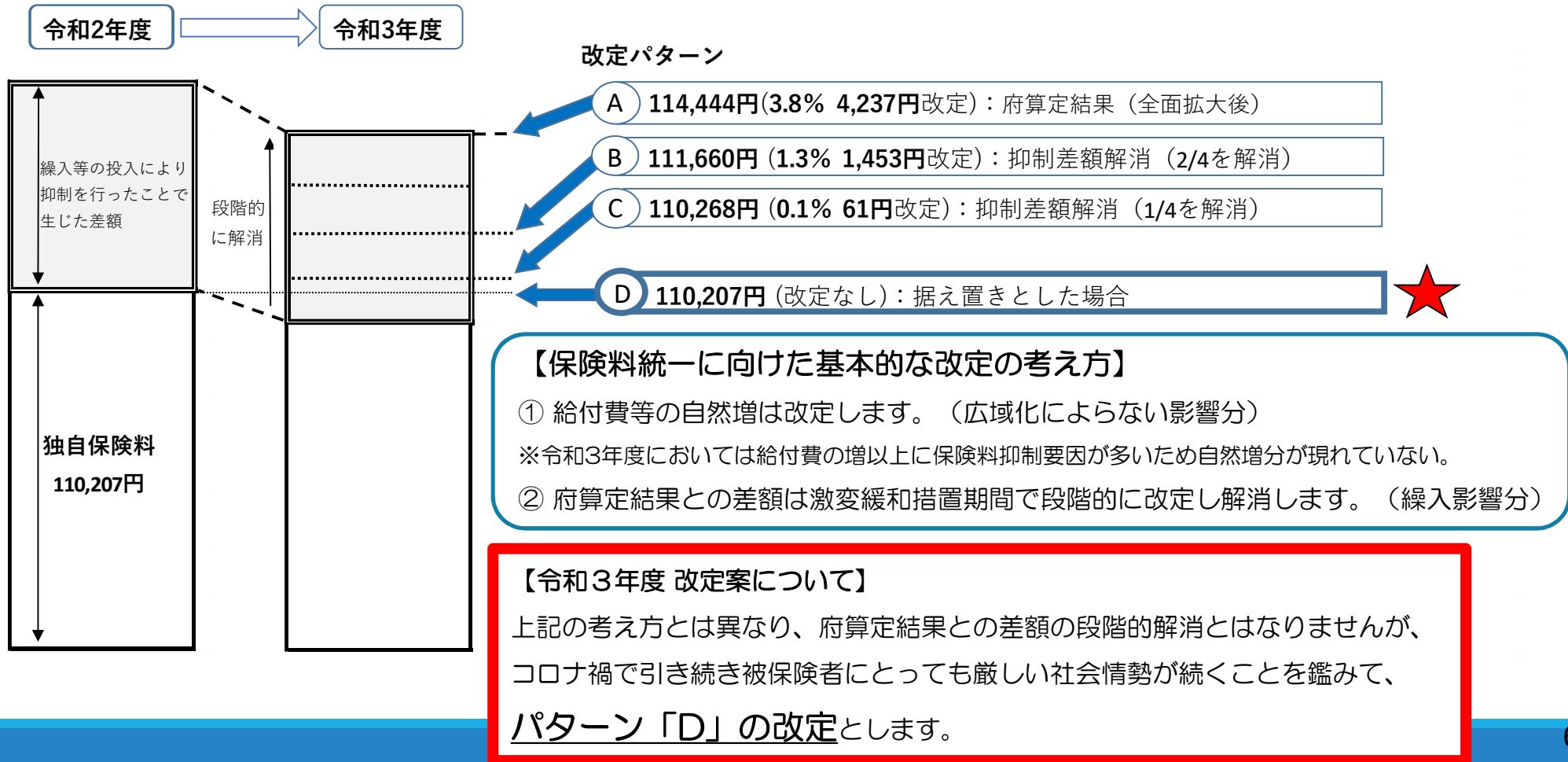
## 【府内統一保険料と本市保険料の差額の解消について】

- 現在の本市の保険料と府内統一保険料には乖離があります。
- その乖離は、これまで本市が保険料抑制財源（法定外の繰入含む）を投入してきたことによって生じています。
- 保険料抑制によって生じた乖離と毎年の自然増による保険料の上昇（変動部分）について、毎年度改定し解消することを基本としています。

## 【令和3年度の状況について】

- 給付費の増以上に保険料抑制要因が多いため、「あるべき保険料」の自然増分が発生していません。
- コロナ禍で所得の減少が発生している世帯が多いことに加え、今後も厳しい社会情勢が引き続き継続することが予想されます。

# 令和3年度激変緩和措置の改定案



## 2. 令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて

### 制度改革の概要

#### 【制度改革概要】

平成30年度税制改正の影響により、給与所得控除額や公的年金等控除額が一律10万円引き下げられることで、本人の収入額に変化が無い場合でも保険料軽減措置に該当しなくなる場合があることから、引き続き、保険料軽減措置に該当となるように国民健康保険料の軽減判定基準額の見直しが行われたため、本市国民健康保険条例につきましても必要な改正を行います。

#### 【条例改正概要】

軽減判定における基礎控除額の引き上げと世帯内の給与所得者等の数に応じた金額を基礎控除額に加算する。



## 軽減判定基準額の見直し

平成30年度税制改正による影響や不利益が生じないよう軽減判定基準額の見直しを行います。

### 【現行】

- 《7割軽減基準額》 基礎控除額(33万円)
- 《5割軽減基準額》 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数)
- 《2割軽減基準額》 基礎控除額(33万円) + 52.0万円 × (被保険者数)



### 【改正後】

- 《7割軽減基準額》 基礎控除額(43万円)
- 《5割軽減基準額》 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ 28.5万円 × (被保険者数)
- 《2割軽減基準額》 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ 52.0万円 × (被保険者数)

(例) 給与収入95万円の場合(税制改正により、給与所得控除が65万円から55万円に下がります)

### 【改正前】給与所得控除(65万円)

95万円 - 65万円 = 30万円 ⇒ 7割軽減

### 【改正後】給与所得控除(55万円)

95万円 - 55万円 = 40万円  
(軽減判定基準額を見直さない場合 : 5割軽減)  
(軽減判定基準額を見直した場合 : 7割軽減)

### 3. 令和3年度保険料の賦課限度額の見直しについて

#### 制度改正の概要

国民健康保険料の賦課限度額を見直す政令改正が令和2年1月29日に行われ、本市国民健康保険条例につきましても必要な改正を行います。本市は賦課限度額については大阪府の共通基準に合わせているため、政令より1年遅れでの改正となります。

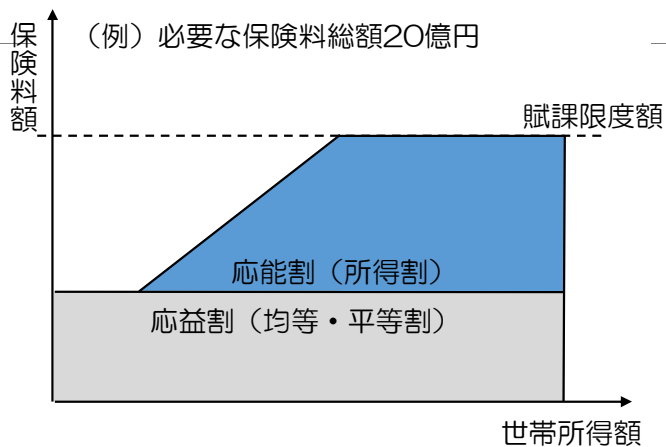
#### (賦課限度額)

国民健康保険の保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額（介護分）に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げることとします。

#### (見直しによる効果)

高所得層にはより多くの保険料を負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。

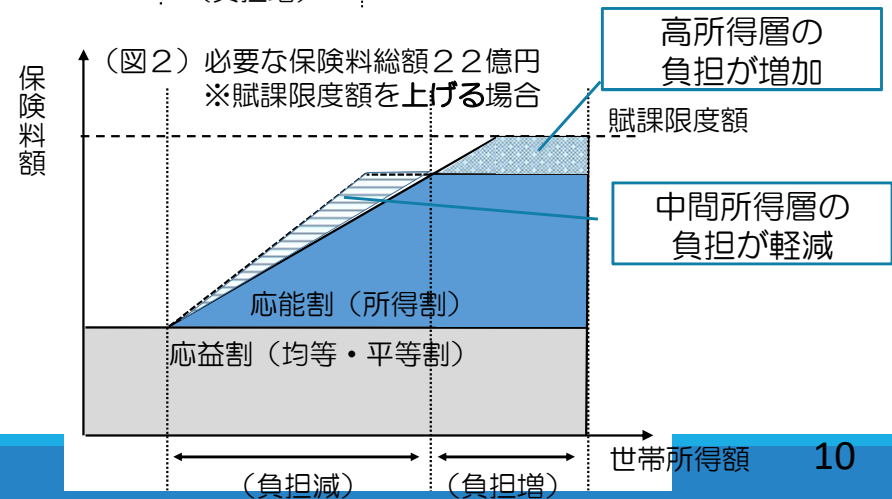
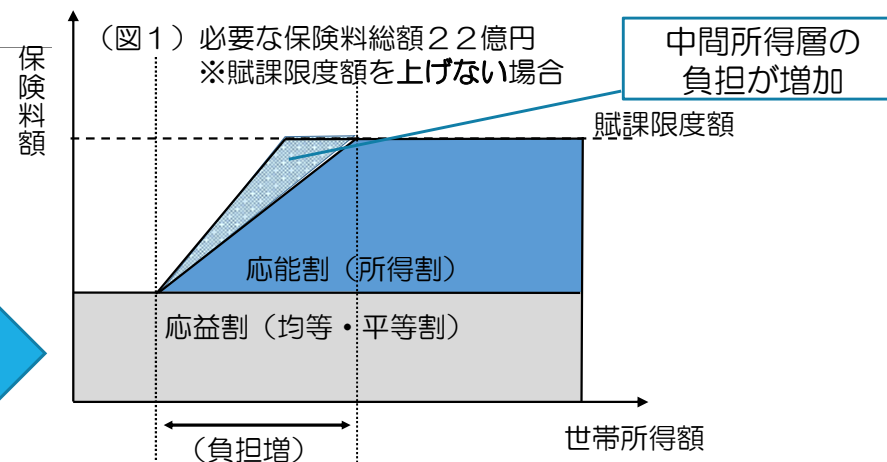
## 賦課限度額の見直し



必要な保険料総額が  
2億円増加した場合

	令和2年度	令和3年度	差
医療分	61万円	63万円	+2万円
支援分	19万円	19万円	0
介護分	16万円	17万円	+1万円

賦課限度額を3万円引き上げることで、中間所得層の被保険者の負担を軽減することが可能となります。



# IV 令和3年度 摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案） について

---

1. 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
2. 令和3年度摂津市国民健康保険料率（案）
3. 保健事業の取組みについて

# 1. 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）

## （歳入）

1 国民健康保険料	1,826,572
一般保険料	1,826,191
退職保険料	381
2 府支出金	6,980,997
普通交付金	6,881,569
特別交付金	88,835
療養給付費国庫負担金調整助成補助金	10,593
3 繰入金	866,539
一般会計繰入金	247,894
保険基盤安定繰入金	584,426
基金繰入金	34,219
4 諸収入	23,330
雑入・延滞金・手数料・利子	23,330
合計	9,697,438

## （歳出）

（単位：千円）

1 総務費	157,590
総務管理費等	157,590
2 保険給付費	6,844,497
療養諸費	5,868,211
高額療養費	928,561
移送費	70
出産育児諸費	28,575
葬祭諸費	6,200
精神・結核医療給付費	12,880
3 国民健康保険事業費納付金	2,604,125
医療費給付費分	1,849,275
後期高齢者支援金等分	549,345
介護納付金分	205,505
4 保健事業費	76,043
特定健康診査等事業費	47,573
保健衛生普及費	28,470
5 諸支出金・基金積立金等	15,183
償還金及び還付加算金等	15,183
合計	9,697,438

## 令和3年度 歳入科目別詳細

(単位：円)

款 項 目		令和2年度	令和3年度	対前年増減率	主な増減理由
国民健康保険料	一般保険料	1,883,057,000	1,826,191,000	△ 3.02%	
	退職保険料	382,000	381,000	△ 0.26%	
国庫支出金	助成補助金	11,418,000	—	—	国庫補助対象経費が無いため
府支出金	普通交付金	6,976,885,000	6,881,569,000	△ 1.37%	
	特別交付金（保険者努力支援分）	34,542,000	42,089,000	21.85%	予防・健康づくり支援交付金分が、特別調整交付金分から保険者努力支援分に移行されたため
	特別交付金（特別調整交付金分）	15,708,000	10,852,000	△ 30.91%	
	特別交付金（府繰入金）	17,954,000	18,478,000	2.92%	
	特別交付金（特定健診等負担金）	16,434,000	17,416,000	5.98%	
	療養給付費国庫負担金調整助成補助金	10,905,000	10,593,000	△ 2.86%	
繰入金	一般会計繰入金	245,459,000	247,894,000	0.99%	
	保険基盤安定繰入金	581,784,000	584,426,000	0.45%	
	基金繰入金	50,000,000	34,219,000	△ 31.56%	統一保険料率がR2年度よりも下がったため
その他収入	雑入・延滞金・手数料・利子	23,823,000	23,330,000	△ 2.07%	
歳入合計		9,868,351,000	9,697,438,000	△ 1.73%	

## 令和3年度 歳出科目別詳細

(単位：円)

款 項 目	令和2年度	令和3年度	対前年増減率	主な増減理由	
総務費	162,195,000	157,590,000	△ 2.84%		
保険給付費	療養諸費	5,979,617,000	5,868,211,000	△ 1.86%	
	高額療養費	939,968,000	928,561,000	△ 1.21%	
	移送費	70,000	70,000	0.00%	
	出産育児諸費	32,777,000	28,575,000	△ 12.82%	被保険者数の減少のため
	葬祭諸費	6,600,000	6,200,000	△ 6.06%	
	精神・結核医療給付金	13,048,000	12,880,000	△ 1.29%	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,871,151,000	1,849,275,000	△ 1.17%	
	後期高齢者支援金等分	555,189,000	549,345,000	△ 1.05%	
	介護納付金分	224,903,000	205,505,000	△ 8.63%	
保健事業費	特定健康診査等事業費	48,369,000	47,573,000	△ 1.65%	
	保健衛生普及費	25,364,000	28,470,000	12.25%	特定健診未受診者対策における新規事業のため
諸支出金・ 基金積立金等	9,100,000	15,183,000	66.85%	コロナ減免による過年度保険料還付金が増加する見込みのため	
歳出合計	9,868,351,000	9,697,438,000	△ 1.73%		

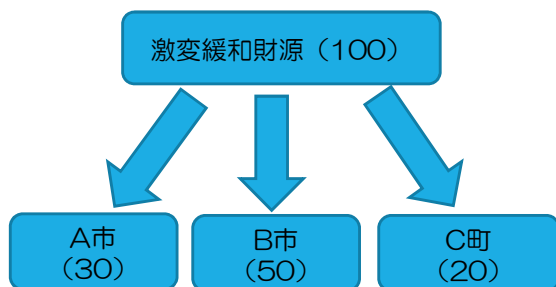
## 2. 令和3年度 摂津市国民健康保険料率（案）

### 大阪府統一保険料率

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円
後期高齢者支援金等分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護納付金分	2.47%	18,213円	—	17万円
全体	13.82%	58,331円	41,728円	99万円

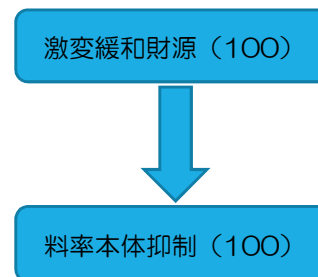
令和2年度までは、市町村ごとに激変緩和措置が行われた後の料率として「市町村標準保険料率」が示されていましたが、令和3年度からは激変緩和措置が全面拡大したことにより、「大阪府統一保険料率」のみとなりました。

【R2年度まで】



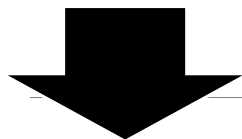
激変緩和財源を各市町村に按分し、それぞれの市町村の料率を抑制。

【R3年度以降】



激変緩和財源を全て統一保険料率本体の抑制財源に使用。





### 【摂津市独自の激変緩和措置】

①府支出金等、②摂津市国民健康保険財政調整基金  
を保険料抑制財源として医療給付費分に投入する予定です。

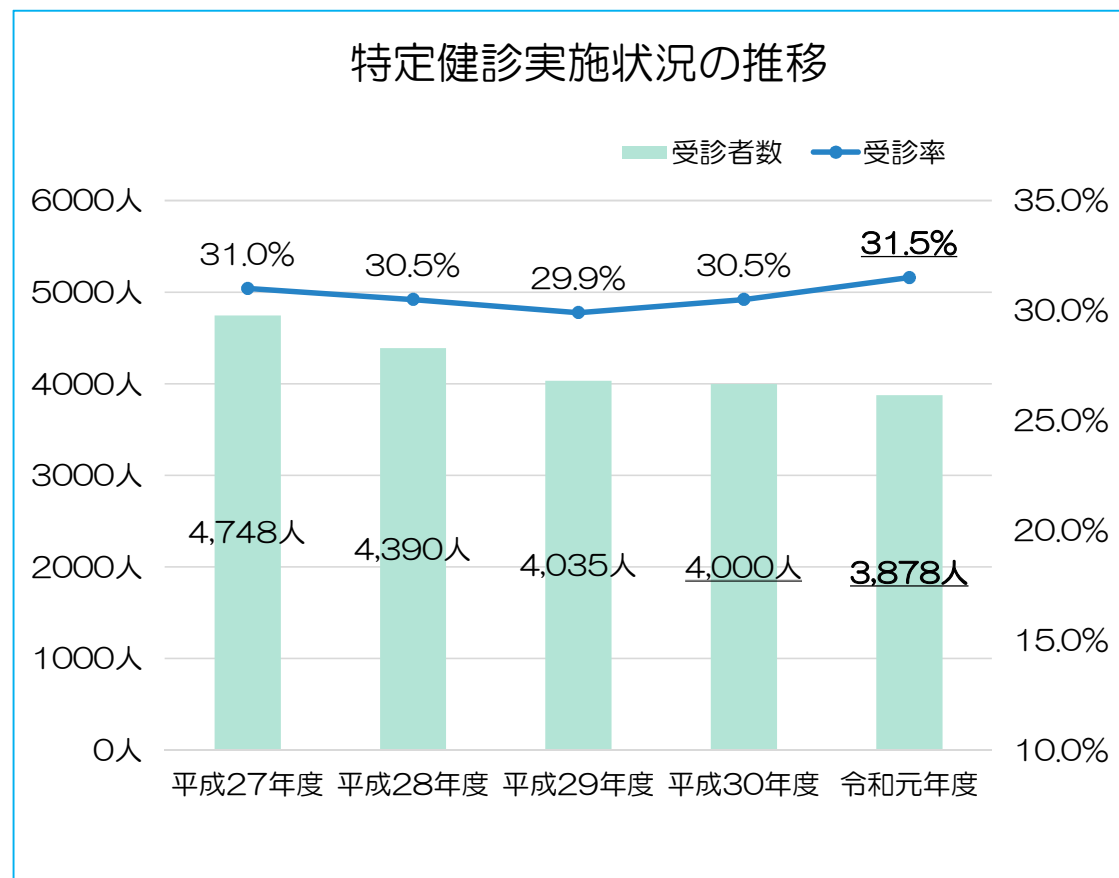
#### ● 令和3年度 摂津市国民健康保険料率案（市独自の激変緩和措置後）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	算定中	算定中	算定中	63万円
後期高齢者支援金等分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護納付金分	2.47%	18,213円	—	17万円
全 体	算定中	算定中	算定中	99万円

※後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は大阪府統一保険料率と同値で設定しています。

### 3. 保健事業の取組みについて

#### 1. 特定健診の実施状況



#### 特定健診について

特定健診は、国保被保険者のうち 40～74歳の方を対象に年1回実施しています。希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択することができます。

#### 《令和2年度の受診率向上の取組》

未受診者へのアプローチや受診啓発に取り組んでいます。

◎電話・ハガキによる受診勧奨

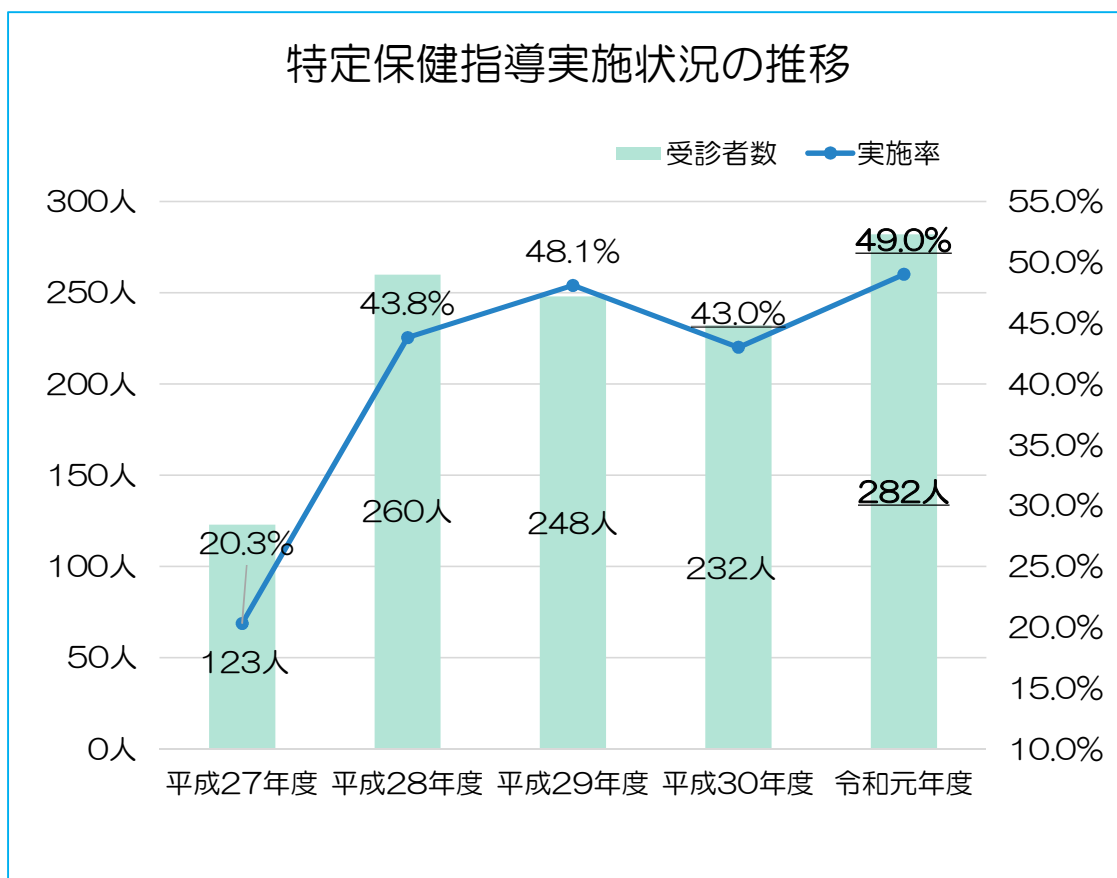
◎職場健診データ提供依頼の実施

◎人間ドック助成制度の周知

(上限26,000円に拡充) 等

\* 令和3年度から出張特定健診を經常実施予定

## 2. 特定保健指導の実施状況



### ▶ 特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

#### 《令和2年度の実施率向上の取組》

平成28年度から継続し、今年度についても、特定健診の当日に、対象者に初回面談（プレ指導）を行うなど、未利用者対策を進めています。

### 3. 令和3年度の保健事業（一部新規）

#### ■保健事業(特定健診未受診者対策事業)

特定健診の未受診者対策として、健診受診歴等のデータを基に人工知能(AI)を用いて特性ごとのグルーピングを行い、それぞれに最適なナッジ理論を駆使したメッセージ入り勧奨ハガキを送付します。

◎件数/回数:(予定)5,000件×2回(夏・冬)

◎実施手法:大阪府国民健康保険団体連合会との集合契約(保険者の手上げ方式)

\* ナッジ理論:「ナッジ」とは「そっと後押しする」の意味で、人の行動は不合理だという前提のもと、自発的に望ましい行動を選択するような仕掛けや手法をまとめたものを指します。健診の受診勧奨で活用するナッジ理論としては、対象者の属性に応じたメッセージ・デザインのハガキを送ることを指します。

#### 《主なグルーピング例》

- 心配性さん:病気を怖がっている、病気を心配している、やや神経質
  - 頑張り屋さん:運動習慣がある、健康意識が高い、やり抜く力が強い
  - 甘えん坊さん:今の生活が幸せ、やや太り気味、サポートが必要
  - 面倒くさがり屋さん:生活改善意欲なし、健康に興味がない、やり抜く力が弱い 等
- ⇒例えば心配性さんには、健診にまつわるQ&Aを載せるなどが考えられます。

